

概要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、電気工事業に従事し、昭和〇年からは〇電気商会として電気工事業を営み、平成〇年〇月に廃業するまで約48年余にわたり、建築現場での電気配管・電気配線の工事に携わっていた。なお、昭和〇年〇月～昭和〇年〇月までの14年余りは〇株式会社に係る従事期間である。

被災者は平成〇年〇月末頃から鼻水や咳が出現し、胸部痛も自覚したため〇医院に受診したところ、〇病院を紹介され同年〇月〇日受診した。同院で同月〇日より入院、病理検査（細胞診）及び画像診断（X線写真、CT）の結果、「肺小細胞がん」との確定診断を受け入院加療中であったが、平成〇年〇月〇日死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、建築現場での作業中に石綿に暴露したことから本件疾病を発症したと申立て、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病については業務との因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

入院時の診断及び死亡診断書は「肺小細胞がん」とされており、石綿肺等の医学的所見が認められないとした監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

被災者は、昭和〇年から、電気工として電気工事の業務に従事していたため、石綿を含有した断熱材、絶縁材、耐火材などの加工により、石綿に暴露したことが推認しうる。

また、石綿で耐火被覆を行っている建築物の中での作業があったとの請求人の申し立てがある。

よって、被災者の石綿暴露作業は耐火建築物内の電気配線工事、石綿製品を直接取り扱う作業の周辺における間接暴露を受ける可能性のある作業である。

ねんきん特別便から被災者の石綿に暴露される業務に従事していたと推認される期間は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月末の廃業までの36年4か月である。そのうち〇株式会社に係る従事期間は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの14年8か月である。

傷病名は、「肺小細胞がん」であり、主治医及び地方労災医員の意見書より原発性の肺がんと判断できる。

〇病院の主治医意見書によれば、石綿肺・胸膜プラーク・石綿小体・石綿繊維のいずれも否定されている。また、地方労災医員の意見においても、石綿肺・胸膜プラークの所見は否定されている。

以上のことから、被災者に発症した「肺小細胞がん」については、原発性の肺がんであり、10年以上の石綿ばく露作業歴があったが、被災者には石綿肺所見・胸膜プラーク及び肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められなかった。

したがって、被災者の疾病は業務上の疾病とは認められない。

4 審査官の判断

被災者は石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あると認められる。

被災者は医証から原発性肺がんの発症が認められる。

石綿肺及び胸膜プラークの所見について、〇病院主治医は「画像や病理組織から、胸膜プラークや石綿小体、石綿繊維の存在は確認されておりません。」と所見し、地方労災医員は、「胸部X線（単純）及び胸部CTにおいて、石綿肺所見及び胸膜プラークはみられない」と所見しており、ともに胸膜プラーク、石綿小体及び石綿繊維の存在を認めていない。

以上のことから、被災者の肺がんは、認定要件を満たしていないので、業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。